住民税額 (㉒又は㉓)×(16.3%又は10.4%)	
特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)
	調整地方税額に係る控除額 {㉔+((別表一「12」+「41」)×(16.3%又は10.4%))}×20%
	住民税額から控除される金額 (㉕又は㉖のいずれか少ない金額)

住民税額 (㉒又は㉓)×10.4%	
特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%
	調整地方税額に係る控除額 (㉔+(別表一「12」+「41」)×10.4%)×20%
	住民税額から控除される金額 (㉕又は㉖のいずれか少ない金額)

に改め、同表の記載要領第四号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第42条の10第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）若しくは第42条の11第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は」を削り、同号②中「「住民税額(㉒又は㉓)×(16.3%又は10.4%)㉔」」を「「住民税額(㉒又は㉓)×10.4%㉔」」に改め、同号③を削り、同第七号中「「住民税額(㉒又は㉓)×(16.3%又は10.4%)㉔」」を「「住民税額(㉒又は㉓)×10.4%㉔」」に改め、同第八号及び第九号を削る。

別表三㈠付表の表中

外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)+(別表十七(三の四)「27の計」)	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)+(別表十七(三の七)「27の計」)

を

課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」)+(別表十七(三の二)「22」)+(別表十七(三の八)「28」)+(別表十七(三の九)「9」)+(別表十七(三の十)「11」)	課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三の二)「28」)+(別表十七(三の三)「9」)+(別表十七(三の四)「11」)

に改める。

別表三の二付表一の表中

連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(三)「10」)	連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(二)「10」)

を

に改める。

連結親法人が中小連結親法人以外の場合	連結親法人が中小連結親
(㉕+㉖−(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)−別表六の二(二)付表「18」−別表六の二(九)「9」−別表六の二(十)「10」−別表六の二(十一)「19」−別表六の二(十二)「20」−別表六の二(十九)「19」−別表六の二(二十)「20」−別表六の二(二十六)「25」−別表六の二(二十七)「11」)	(㉕+㉖−(別表一の二せられる金額)−別表六「18」−別表六の二(十六の二(十一)「19」−別二)「20」−別表六の−別表六の二(二十)「二(三十)「25」−別表六「13」)